

自己資本比率規制に関するQ & A〔農協系統金融機関関係〕

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成 18 年3月 28 日金融庁・農林水産省告示第2号)の条文番号となっています。

【 総 論 】

総論－Q 自己資本比率の計算方法において、農協法告示と銀行法告示とではどこが異なるのか。

(A)

1 銀行法告示に規定されていて、農協法告示に規定されていないもの

農協系統には海外営業拠点がないため、農協法告示には国際統一基準が規定されていません。

2 農協法告示に規定されていて、銀行法告示に規定されていないもの

農協系統独自の制度に関連して、「相互援助積立金」、「共済約款貸付」の取扱いが農協法告示には規定されているほか、信連から農林中金及びJAから信連、共済連又は農林中金への普通出資、後配出資、劣後ローン等については、農協法告示において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」、「少数出資金融機関等の対象普通出資等」及び「その他金融機関等の対象普通出資等」から除外されています(第 47 条の3－Q もあわせて参照してください。)。

また、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに関して、農業信用基金協会から事業を譲り受けた者の行う保証であって、独立行政法人農林漁業信用基金の保険が付されているものについては、リスク・ウェイトを 10%とすることが農協法告示には規定されています。

【 第 2 章 】

＜調整項目＞

第6条－Q 農林中金の連結子法人等として設立された特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段や Tier2 資本調達手段を信連やJAが購入した場合には、当該信連やJAの自己資本比率の算出上、どのように取り扱われるのか。

(A)

農林中金が、自己資本の充実を図るため、その連結子法人等として特別目的会社等(専ら農林中金の資本調達を目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。)を設立し、信連やJAが当該特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段や Tier2 資本調達手段を外部出資(事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)として購入し、その対価として当該特別目的会社等に支払われた発行代わり金が農林中金に劣後ローンとして貸し付けられる場合には、当該資本調達手段の購入は、当該信連やJAの自己資本比率の算出上は、これらから農林中金に対する間接的な出資とみなすことで差し支えありません。

よって、信連やJAが農林中金の連結子法人等として設立された特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段を外部出資として購入した場合には、当該信連やJAの自己資本比率の算出においては、これらの資本調達手段は第5条第3項第1号の「組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段」に該当することとなり、コア資本に係る調整項目の対象に含める必要はありません。

なお、これらの資本調達手段の購入は、農林中金の資本調達手段として扱われますので、農林中金に対する普通出資、後配出資及び劣後ローンと同様に、第 47 条の3の規定により、リスク・ウェイトは 250%となります(第 47 条の 3－Q参照)。

＜適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例＞

第 38 条－Q 一億円以下であるかどうかの判定に当たって、信用事業以外の事業に係る未収金等、システムの関係上、名寄せが困難な債権については、名寄せを行わず、一律 100% のリスク・ウェイトを適用することは可能か。

(A)

一億円以下であるかどうかの判定に当たっては、すべてのエクスポージャーの名寄せをすることが原則必要ですが、事業ごとにシステムが異なるため、信用事業に係るエクスポージャーとその他の事業に係るエクスポージャーとの名寄せが困難な場合は、システムが整備される等名寄せができるまでの間、継続的に適用することを条件として、名寄せを行わず、

- ① 信用事業に係るエクスポージャーについては、第 38 条第1項各号に規定する要件を満たすエクスポージャーについて、75%のリスク・ウェイトを適用し、

② 信用事業以外の事業に係るエクスポージャーについては、一律 100%のリスク・ウェイトを適用することは可能です。

なお、この場合であっても、延滞エクスポージャーに該当するものは除外されることに留意する必要があります。

〈延滞エクスポージャー〉

第 42 条-Q1 貸出金以外の経済事業の未収金についても延滞エクスポージャーに該当する場合があるのか。

(A)

農協法告示第 42 条第1項においては、支払期日や償還日(満期日)の翌日から起算して三月以上経過したものは延滞エクスポージャーとなります。したがって、経済事業における未収金等で支払期日の翌日から起算して三月以上経過した場合には延滞エクスポージャーに該当することになります。

第 42 条-Q2 同一債務者に対する複数のエクスポージャーがある場合、いずれか一つのエクスポージャーのみが延滞しているときでも、当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのか。

(A)

個人向けエクスポージャーについては、同一債務者に供与されているもののうち、延滞エクスポージャーへの該当事由が生じているもののみを延滞エクスポージャーとして取扱います。

ただし、各信連・JA の判断により、同一債務者に対するエクスポージャーのうち他事業与信を含めていずれか一つのエクスポージャーのみ延滞している場合は、当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーとすることも可能です。

第 42 条-Q3 延滞エクスポージャーの引当割合はどのように計算するのか。

(A)

延滞エクスポージャーに個別貸倒引当金が設定されている場合及び部分直接償却が行われている場合には、債務者のエクスポージャーの総額(担保や保証により保全されたエクスポージャーやオフバランスの与信相当額を含む。)に対する個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の割合となります。

延滞エクスポージャーは債務者単位であり、引当割合も債務者単位となりますので、信用事業以外の与信に対する個別貸倒引当金や部分直接償却も対象となります。

〔例〕

(a)現在の延滞エクスポージャー額 100(うち、(b)部分直接償却の額 5)、

(c)個別貸倒引当金の額 10 の場合

$$\text{引当割合(\%)} = \{(b)+(c)\} \div (a) = (5+10) \div 100 = 15\%$$

＜信用保証協会等により保証されたエクスポージャー＞

第 45 条－Q1 農業信用基金協会の保証が部分保証の場合、非保証部分のリスク・ウェイトは何%となるのか。

(A)

農業信用基金協会により保証されている部分はリスク・ウェイト 10%を適用できますが、非保証部分については債務者に応じたリスク・ウェイトが適用されます。

なお、第 38 条の要件を満たしていれば適格中堅中小企業等・個人向けエクスポージャーの特例により当該非保証部分にリスク・ウェイト 75%を適用することができます。

第 45 条－Q2 農業信用基金協会により保証されたエクスポージャーは、延滞した場合でもリスク・ウェイト 10%を適用できるのか。

(A)

農業信用基金協会により保証されたエクスポージャーは、延滞した場合であっても引き続きリスク・ウェイト 10%を適用できます。ただし、同一債務者に対するエクスポージャーのうち、農業信用基金協会の保証が付されていない部分に係るエクスポージャー及び他のエクスポージャーがある場合、当該エクスポージャーについては延滞エクスポージャーとして取り扱い、引当割合に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出することになります(引当割合の算出方法については第 42 条－Q3 を参照)。

〔例〕

現在のエクスポージャー額 100(うち、(a)農業信用基金協会の保証分 60、(b)保証なし 30、(c)部分直接償却の額 10)、(d)個別貸倒引当金の額 10 の場合

○農業信用基金協会の保証部分(a)に係る信用リスク・アセットの額は 6(リスク・ウェイト 10%であるため。)

○非保証部分(b)の信用リスク・アセット額は 20

$$(\text{引当割合}(\%)) = \{(c)+(d)\} \div \{(a)+(b)+(c)\} = (10+10) \div (60+30+10) = 20\%$$

であり、第 42 条に掲げる表に基づきリスク・ウェイトが 100%となる(個別貸倒引当金(d)については信用リスク・アセットの額は算出しなくても良く、 $\{(b)-(d)\} \times 100\% = (30-10) \times 100\% = 20$ となるため。)

第 46 条-Q 共済約款貸付は、延滞した場合でもリスク・ウェイト 0%を適用できるのか。

(A)

共済約款貸付は、延滞した場合でもリスク・ウェイト 0%を適用できます。ただし、他事業与信を含めて同一債務者に供与された他のエクスポージャーがある場合には、他のエクスポージャーは延滞エクスポージャーとして取り扱うこととなります。

第 47 条の3-Q JAの信連、共済連又は農林中金に対する普通出資、後配出資、優先出資又は劣後ローンのリスク・ウェイトは何%になるのか。また、これらはコア資本に係る調整項目の対象に含まれるのか。

(A)

JA の信連、共済連又は農林中金に対する普通出資、後配出資又は優先出資は、これらが対象資本調達手段に該当することから、第 47 条の3の規定により、リスク・ウェイトは 250%となります。なお、これらの普通出資、後配出資又は優先出資は「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」、「少数出資金融機関等の対象普通出資等」及び「その他金融機関等の対象普通出資等」から除外されていることから、コア資本に係る調整項目の対象には含まれません(第5条第3項ないし第5項)。

以上の取扱いは、農林中金のその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当する劣後ローンについても同様の扱いとなります。

他方、信連及び農林中金の適格旧資本調達手段に相当する劣後ローンについては、リスク・ウェイトを 100%とする経過措置が設けられています(平成 25 年改正告示附則第 10 条第 2 項)。

〈右記以外のエクスポージャー〉

第 48 条-Q 信用事業以外の事業の与信は右記以外のエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを一律 100%としてよいのか。

(A)

信用事業以外の事業の与信についても、名寄せを行ったうえで、第 27 条から第 47 条の5までの規定に従ったリスク・ウェイトを適用することが原則必要ですが、事業ごとにシステムが異なるため、信用事業に係るエクスポージャーとその他の事業に係るエクスポージャーとの名寄せが困難な場合は、システムが整備される等名寄せができるまでの間、継続的に適用することを条件として、名寄せを行わず、右記以外のエクスポージャーとして、一律 100%のリスク・ウェイトを適用することは可能です。

なお、この場合であっても、延滞エクスポージャーに該当するものは除外されることに留意する必要があります。

〈オフ・バランス取引の与信相当額〉

第 49 条－Q 農協系統においてコミットメントに該当するのはどのようなものか。

(A)

告示上はスタンバイ契約、クレジットライン契約等とされていますが、カードローンの空枠、分割実行における未実行額などもこの中に含まれます。

【 第 7 章 】

第 248 条－Q オペレーショナル・リスク相当額を算出するにあたり、信用事業以外の事業の BIC はどのように考えるのか。

(A)

信用事業以外の事業から生じ得る収益・費用は BIC には含めません。ただし、信用事業以外の事業においても、金融サービスや金融資産にかかる取引等から生じ得る収益・費用は BIC の計算上考慮する必要があります。

また、非金融のサービスに支払ったシステムなどの管理費用については BIC には含めません。

第 257 条－Q 内部損失データの収集及び保有対象は信用事業のみでよいか。また、損失や回収額を収集・保有対象とするにあたり、一定の金額的基準値を設けてもよいか(○円未満等軽微なものは対象外とする定め)。

(A)

内部損失データの収集及び保有については、信用事業のみを想定しています。ただし、この場合において、信用事業以外の事業においても金融サービスや金融資産にかかる取引等から生じ得るオペレーショナル損失は考慮する必要があります。

損失や回収額について、各金融機関の裁量において適切な金額的基準を設けることは差し支えありません。